

令和5年8月23日
北海道開発局

石狩川水系千歳川等を特定都市河川に指定

～北海道初となる指定～

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年8月31日に、石狩川水系千歳川等の計35河川を、特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和5年8月31日に、一級河川石狩川水系千歳川等の計35河川（北海道）について、特定都市河川として指定します。
- 今後、石狩川水系千歳川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・遊水地等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 指定後速やかに流域水害対策協議会を設立します。開催時期等の詳細については別途お知らせします。

（添付資料）

- 別紙 「流域治水」の本格的な実践に向けた「千歳川等」の特定都市河川への指定
参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

建設部 河川計画課 河川計画調整官 川岸 智樹（内線 5294）

建設部 河川計画課 企画係長 下館 巧（内線 5327）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



「流域治水」の本格的な実践に向けた石狩川水系千歳川等の特定都市河川への指定

別紙

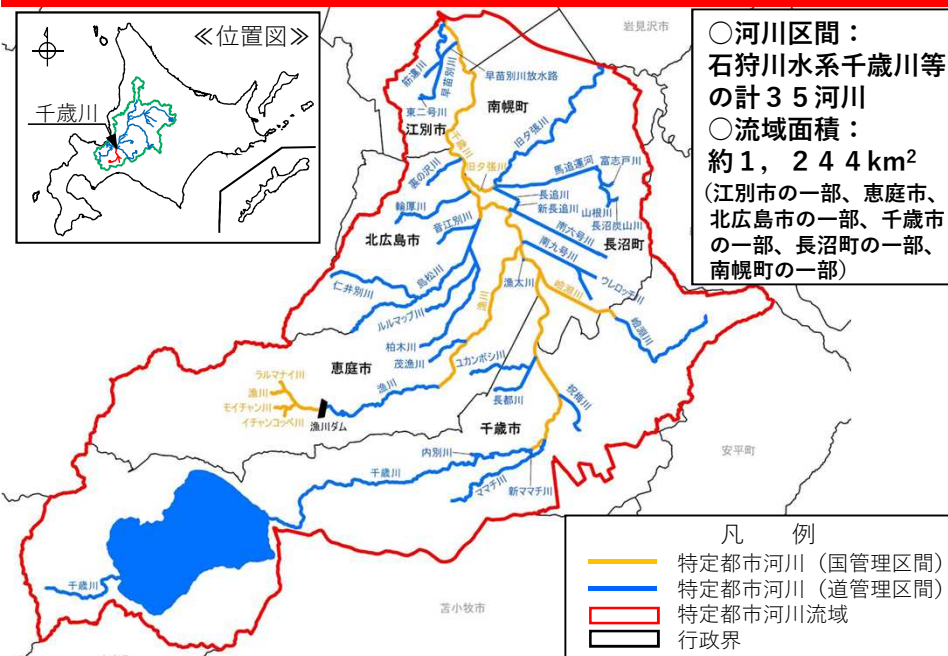
千歳川流域の治水上の課題

- 千歳川流域は、広大な低平地が広がっているため、洪水時に石狩川の高い水位の影響を約40kmにわたり長時間受けるという治水上の課題を有しています。
- 千歳川の水位が高いため、宅地や農地等に降った雨水は川に流れ込むことができないといった、地形的特性・洪水特性により内水による浸水被害の防止が困難な流域です。



明治31年から平成28年までの119年間で洪水被害が70年あり、実に2年に1回以上の頻度で被災している流域

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により「流域治水」を本格的に実践



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R3.3 石狩川(下流)水系流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行(特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R5.3 特定都市河川指定に向けて検討開始(石狩川(下流)水系流域治水協議会で意見交換)
- R5.5 北海道千歳川水系治水連絡協議会において特定都市河川及び流域の指定について合意



法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

特定都市河川に指定することにより、河川整備の加速化に加え、流域における雨水流出抑制対策等を法的枠組みのもと推進し、**早期に千歳川流域における水害への安全性の向上**を図ります。

河川整備の加速化

堤防整備・河道掘削等の加速化(外水・内水対策)

- ◆ **堤防整備・河道掘削等の外水対策の加速化**による堤防決壊等による壊滅的な被害の軽減を図る。
- ◆ 流域の各地で頻発する内水氾濫に対して、排水ポンプ車等により円滑かつ迅速に内水排除を行うため、**必要な進入路、作業ヤードを確保するとともに釜場を整備**する。また、河川整備の進捗に応じた**排水機場の排水規制の緩和**等により内水被害の軽減を図る。



堤防整備



釜場整備



排水機場の排水規制緩和

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合があります。

流域における雨水流出抑制対策

雨水浸透阻害行為の許可制度

- ◆ 開発行為に伴う雨水の流出増により水害リスクが高まることのないよう、**公共・民間による1,000m²以上の開発について、知事の許可及び貯留・浸透対策の義務付け**。

貯留機能保全区域の指定

- ◆ 流域における浸水の拡大を抑制する観点から、**洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、将来にわたって保全**するため指定を行う。

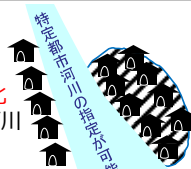
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象


市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

ため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

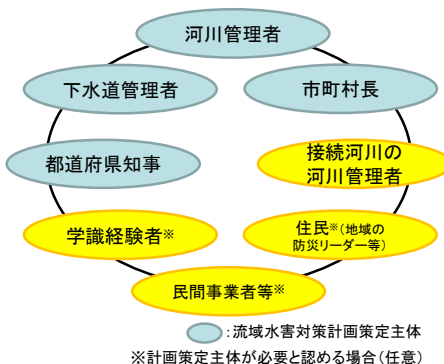
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設
- 国固有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ